

いじめの防止等のための組織の設置及び構成について

1 経緯

平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」を受け、区では平成29年3月に「目黒区いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、4月から施行した。

条例では、第5条に「区は、いじめの防止等のための対策について、学校、保護者、区民等及び関係機関と連携しつつ、区の状況に応じた施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。」と規定するとともに、第12条で「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」の設置、第13条で「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」の設置、さらに第14条で「目黒区いじめ問題再調査委員会」の設置を規定した。

条例の付則において「第12条から第14条までの規定は、平成29年7月1日から施行する。」としていることから、以下のいじめの防止等のための3組織を設置する。

2 設置の目的等及び構成

(1) 目黒区いじめ問題対策連絡協議会 【区の連絡組織】

ア 設置の目的等

いじめの防止等に関係する団体及び機関との連携強化を図るための連絡協議を行うために設置する。

イ 構成（15人以内）

区職員

学校

関係団体

関係機関

(2) 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会 【教育委員会の附属機関】

ア 設置の目的等

いじめの防止等のための対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した場合に必要な応じて調査を行うため、教育委員会の附属機関として設置する。

イ 構成（6人以内）

学識経験者

法律に関して専門的知識を有する者

心理に関して専門的知識を有する者

福祉等に関して専門的知識を有する者

(3) 目黒区いじめ問題再調査委員会【区長の付属機関】

ア 設置の目的等

教育委員会による重大事態の調査結果に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要に応じて調査を行うため、区長の付属機関として設置する。

イ 構成（5人以内）

学識経験者

法律に関して専門的知識を有する者

心理に関して専門的知識を有する者

福祉等に関して専門的知識を有する者

※各会の構成人員については、必要に応じて定数の範囲で決定する。

3 今後のスケジュール（案）

- | | |
|---------------|-----------|
| ・総合教育会議報告 | 7月18日（火） |
| ・青少年問題協議会情報提供 | 10月10日（火） |

以 上

いじめの防止等のための組織構成一覽

1 目黒区いじめ問題対策連絡協議会 (15人以内)

| | 区分 | 所属等 (推薦団体等) | 役職等 |
|----|------|-----------------------|--------------|
| 1 | 区職員 | 教育委員会事務局 | 教育次長 |
| 2 | 区職員 | 子育て支援部 | 子育て支援部長 |
| 3 | 学校 | 目黒区立小学校長会 | 区立小学校長 |
| 4 | 学校 | 目黒区立中学校長会 | 区立中学校長 |
| 5 | 学校 | 東京都私立中・高等学校協会 第七支部 | 私立中学校・高等学校校長 |
| 6 | 関係団体 | 目黒区立小学校PTA連合会 | 小学校PTA会長 |
| 7 | 関係団体 | 目黒区立中学校PTA連合会 | 中学校PTA会長 |
| 8 | 関係団体 | 青少年委員会 | 青少年委員 |
| 9 | 関係団体 | 民生児童委員協議会 | 主任児童委員 |
| 10 | 関係団体 | 目黒地区人権擁護委員会 | 人権擁護委員 |
| 11 | 関係機関 | 目黒警察署 | 生活安全課長 |
| 12 | 関係機関 | 碑文谷警察署 | 生活安全課長 |
| 13 | 関係機関 | 品川児童相談所 | 所長 |

<庶務> 教育委員会事務局教育指導課

2 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会 (6人以内)

| | 区分 | 役職等 |
|---|-------------------|----------|
| 1 | 学識経験者 | 大学教授 |
| 2 | 法律に関して専門的知識を有する者 | 弁護士 |
| 3 | 心理に関して専門的知識を有する者 | 大学院教授 |
| 4 | 福祉等に関して専門的知識を有する者 | 社会福祉法人理事 |
| 5 | 福祉等に関して専門的知識を有する者 | 主任児童委員 |
| 6 | 福祉等に関して専門的知識を有する者 | 人権擁護委員 |

<庶務> 教育委員会事務局教育指導課

いじめの防止等の組織の性格及び関係法令（抜粋）

| 名称 | 目黒区いじめ問題対策連絡協議会 | 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会 | 黒区教育委員会いじめ問題対策委員会（調査機関） | 目黒区いじめ問題再調査委員会 |
|----------------|---|---|--|---|
| 性格 | いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会 | いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするための教育委員会の附属機関 | 校の設置者による調査のための機関 | 法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査機関 |
| いじめ防止対策推進法 | 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 | 第14条第3項 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 | 28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 | 第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 |
| 目黒区いじめ防止対策推進条例 | 第12条 区は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、目黒区いじめ問題対策連絡協議会を置く。 | 第13条 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の付属機関として、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。 | 13条第2項 教育委員会は、区立学校において法第8条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を同項に規定する組織として同項に規定する査を行わせることができる。 | 第14条 区長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、区長の付属機関として、目黒区いじめ問題再調査委員会を置くことができる。 |
| 目黒区いじめ防止基本方針 | 第2章 1 いじめの防止等のための組織の設置 (1) 目黒区いじめ問題対策連絡協議会の設置 区は、いじめの防止等に関する機関との連携強化を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、目黒区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、児童相談所、警察等により構成される目黒区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、次の事項について協議する。 ア 教育委員会及び学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項 イ 関係機関の連携に関する事項 ウ その他いじめの防止等のための対策に必要な事項 | 第2章 1 いじめの防止等のための組織の設置 (2) 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、連絡協議会と連携し、いじめ防止等のための対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した場合に必要な応じて調査を行うため、弁護士や精神科医又は心理士、学識経験者、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等により構成される目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を設置する。 | 4章 重大事態への対処 1 重大事態の発生と調査) 重大事態の調査主体と調査組織 教育委員会が主体となって調査を行う場合 前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童・生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずし十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるよう場合には、教育委員会において「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を調査組織として調査を実施す。) 重大事態の調査の実施 の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等の対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも立学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものがある。なお、調査に当たっては、次の点に配慮しながら客観的な事実関係を正確に把握する必要がある。 | 第4章 重大事態への対処 2 重大事態の調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置 (1) 再調査 ア 重大事態の調査結果報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、区長は再調査を実施する。 イ いじめを受けた児童・生徒や保護者に対して適時・適切な方法により再調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。 (2) 「目黒区いじめ問題再調査委員会」の設置 ア 再調査を実施する機関として「目黒区いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。 イ 再調査委員会は当該調査の公平性・中立性を図るため、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会以外の者で、専門的な知識を有する弁護士や精神科医又は心理士、学識経験者、福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者により構成する。 |